

青空と緑と産業のまち

昭和

11
2022
No.541

おどる
じりり

表紙
運動会(押原小学校)

目次

昭和町の家計簿をお知らせしますP2~5
各種お知らせ(新型コロナワクチン情報ほか)P6~9
まちのわだい(小中学校運動会ほか)P10~11
各種たより(教育昭和、環境経済通信ほか)P12~19
暮らしの情報/スポ少紹介/俳句ほかP20~23
みんなの広場(わが家のアイドル、みんなの食育ほか)P24

令和4年11月1日発行

町の鳥:ひばり 町の花:れんげ 町の木:乙女椿

まちの動き 10月1日現在(前月比)

人	□ 20,966人[757](+29[+6])	※内、[]は外国人数
男	10,489人[308](+5[±0])	※平成24年7月9日
女	10,477人[449](+24[+6])	から人口・世帯数は
世帯数	9,347戸[359](+21[+11])	外国人住民を含んだ数

なぜ基金と町債が必要？

Q 基金はどんなことに使われるの？

A 基金とは町の預金であり、条例に定められた特定の目的のために資金を積み立てるものです。

令和3年度は、常永小学校及び押原中学校校舎増築事業に校舎建設基金を1億6,500万円取り崩しました。また、財源不足を補うために財政調整基金を約8億700万円取り崩し活用しました。

近年積極的に積み立てを行っているのは、校舎建設基金と公共施設整備等事業基金です。昭和町では人口増加に比例して児童数が増えており、各小中学校で校舎増改築の必要が生じ、校舎建設基金を活用しながら数年計画で増改築事業を行っています。また今後、同時期に整備された公共建築物やインフラ施設(道路・橋梁・上下水道等)が老朽化し、一斉に更新の時期を迎えます。これら更新には多額の財政負担が想定されることから、公共施設整備等事業基金を積み立てて備えています。

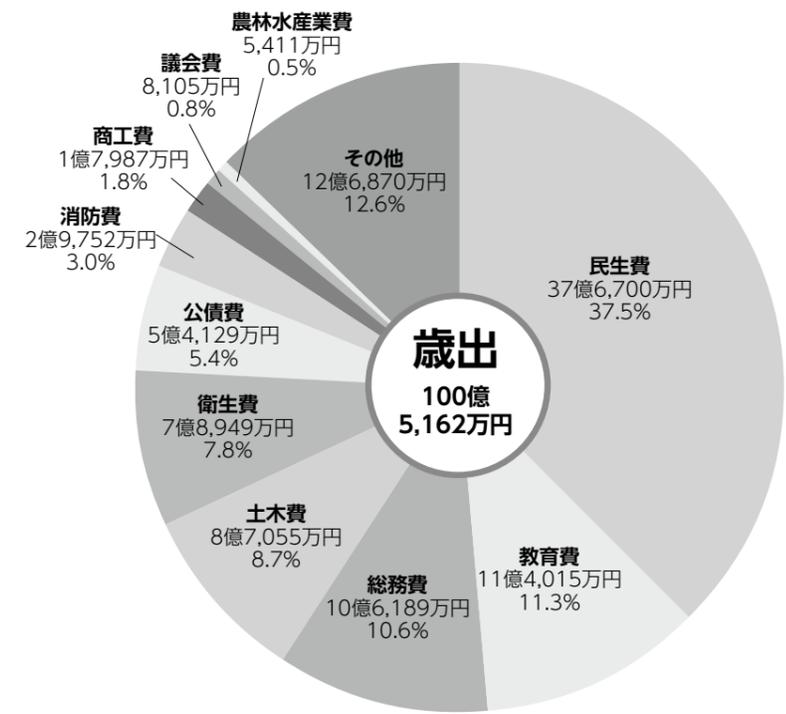
Q 基金は町の預金で町債は町の借金だよね？基金に積み立てる余裕があるなら借金をしなくてもいいんじゃない？

A 町債には、『世代間の負担の公平』と『財政収支の年度間調整』という大きな役割があります。公共施設や道路は、現在の住民だけでなく将来の住民も使用するので、長期にわたって建設費用を返済していくことで将来の世代にも負担してもらおうようにしています。また、大きな事業の支払いを単年度で行うと、年度によって予算規模が大幅に増減するため、安定した財政運営を行えません。そこで地方債を活用し年度ごとに大きな変化が生じないように調整しています。

財政係では、『住みたいまち住み続けたいまち』であり続けるよう健全な財政運営について皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。財政に関する質問やご意見をお寄せください。

企画財政課 財政係(☎275-8154)

歳出



※端数処理の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

令和3年度の歳出は、前年度比7億5,077万円(7.0%)の減額となる100億5,162万円でした。

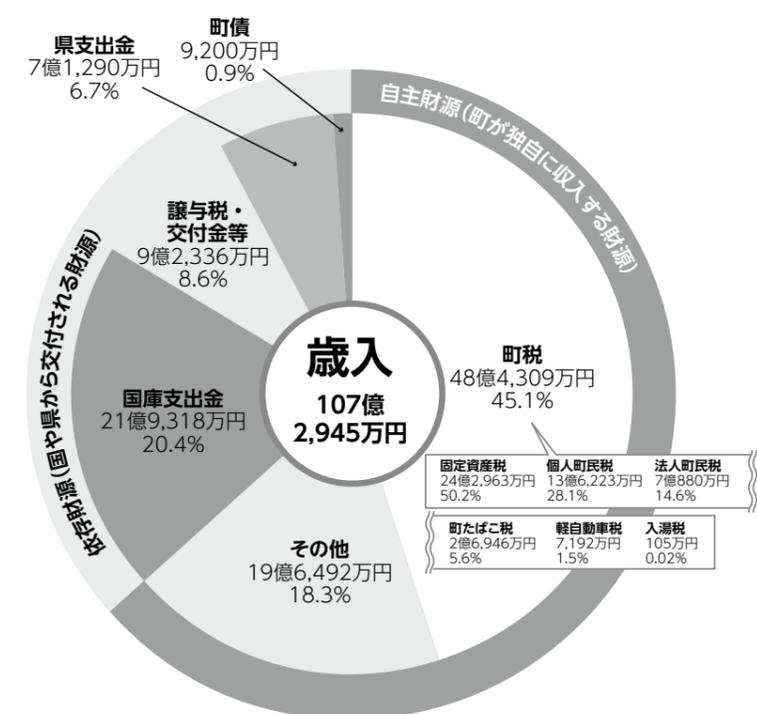
主な減額要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の規模縮小であります。令和3年度においても自主財源を投入しつつ、町民及び事業者への経済支援を積極的に行いました。また、新型コロナワクチン接種事業が本格化し、衛生費は前年比40%増の支出額となりました。民生費においては潜在的待機児童解消のため民間保育所施設整備を行い、教育費では児童増加に対応するため常永小学校校舎増築工事を行い、育児及び教育環境の充実に取り組みました。その他の支出に含まれる基金積立金については、今後の財政需要の見込みに合わせ、公共施設整備等事業基金及び校舎建設基金を中心に積み立てを行いました。

以上の結果、令和3年度は前年度に引き続き100億を超える歳出となりました。

令和3年度の歳出額を町民一人当たり換算すると、48万2,740円になります。事業費別で見ると以下のとおりです。

項目	金額(円)
議会費	●3,893円
総務費	●50,998円
民生費	●180,914円
衛生費	●37,916円
労働費	●122円
農林水産費	●2,599円
商工費	●8,639円
土木費	●41,809円
消防費	●14,289円
教育費	●54,757円
公債費	●25,996円
その他	●60,808円

歳入



※端数処理の関係上、合計数値と一致しない場合があります。

歳入の主なものは自主財源である「町税」で、歳入全体の45.1%を占めています。町税は例年、歳入の半分以上を占めますが、前年度同様国庫支出金が多額になった影響により、歳入全体に占める割合が半分以下となりました。依存財源の56%を占める国庫支出金については、前年度より大幅減収したものの、新型コロナウイルス感染症関連の経済対策事業等が引き続き行われたことにより、依然として高い割合となっています。

自主財源の「その他」には、コロナ対策事業や常永小学校校舎増築事業等のため取り崩した基金繰入金(約10億円)と前年度繰越金(約5億円)、さらに前年度より5倍以上の増収となった寄附金を含んでいます。町債につきましては、道路改良事業債の借入を行っております。

以上の結果、令和3年度の歳入は、前年度比5億6,557万円(5.0%)の減額となる107億2,945万円でした。

令和3年度の歳入額を町民一人当たり換算すると、51万5,294円になります。内訳は以下のとおりです。

町民一人が納めた税金など (一人当たりの負担状況)	町民一人に対し、 国や県などから町へ交付されたお金
〈町民からの収入〉 内訳 ●町税(232,595円) ・個人法人町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・町たばこ税 ・入湯税 ●分担金・負担金(5,144円) ●使用料・手数料(2,610円) 計 240,349円	〈国からの収入〉 ●105,330円 〈県からの収入〉 ●34,238円 〈その他の収入〉 ●135,377円

令和3年度一般会計決算

令和3年度一般会計の歳入総額は107億2,945万円、歳出総額は100億5,162万円でした。※歳入歳出差引額6億7,783万円のうち令和3年度事業で翌年度に繰り越す財源12,300万円を差し引いた6億6,553万円は、前年度繰越金として令和4年度の歳入となります。

昭和町の家計簿を お知らせします



昭和町の令和3年度決算が今年9月に開かれた定例町議会で承認されました。町が行っている様々な事業は、みなさんに納めていただいている税金や、国・県からの補助金などでまかなわれています。決算とは、年度始まりの4月から翌年3月の間にいくら収入や支出があったかをまとめた「町の家計簿」です。

用語解説

- 譲与税・交付金**
地方譲与税・地方消費税交付金・法人事業税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金など
- 町債**
道路改良事業・教育施設整備事業等の借入金
- その他歳入**
保育所等利用者負担金・放課後児童クラブ利用者負担金・学校給食費保護者負担金・町営住宅家賃収入・寄附金・基金繰入金・前年度繰越金など

基金・町債

令和3年度末 基金現在高	47億 2,083万円
令和3年度末 町債現在高	35億 4,600万円

町民一人当たり
基金・町債高

基金
22万7000円

町債
17万円

※千円未満切り捨て
※人口は、令和4年3月31日現在人口(20,822人で計算)

「基金」とは、町が将来に備えたり特定の目的のために資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金で、町の積立預金のことをいいます。その内の財政調整基金は、年度間の財源の変動を調整するための積立金であり、財源に余裕のある年度に積み立て、災害や不況などにより財源不足が生じた年度に活用します。一般会計の全基金の令和3年度末現在高は、47億2,083万円でした。

「町債」とは、町が公園や道路、学校などの大きな事業を行うために借り入れるお金(借金)のことです。これに対し、歳出の公債費とは、この町債を返済するためのお金です。一般会計の町債の令和3年度末現在高は、35億4,600万円でした。

財政健全化判断比率と資金不足比率

財政健全化法に基づき令和3年度決算の財政健全化判断比率をお知らせします。昭和町の令和3年度決算については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る比率のため、健全であるといえます。

健全化判断比率

(単位：%)

指標名	昭和町 比率		参考比率	
	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	-	-	14.86	20.0
② 連結実質赤字比率	-	-	19.86	30.0
③ 実質公債費比率	8.9	8.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	-	-	350.0	-

※赤字額がないため、①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は「-」と表示しています。
※将来負担比率については、財政再生基準が設定されていないため「-」と表示しています。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	昭和町 比率		参考比率
	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	-	20.0

※資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

早期健全化基準を 超えるよ…

1. 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された財政健全化計画を県知事に報告
3. 財政健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
4. 外部監査契約による監査

早期健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。

財政再生基準を 超えるよ…

1. 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
3. 財政再生計画の実施状況を議会に報告、公表
4. 外部監査契約による監査

同意がない場合には、災害復旧事業債などを除き、地方債の起債が不可能となる

経営健全化基準を 超えるよ…

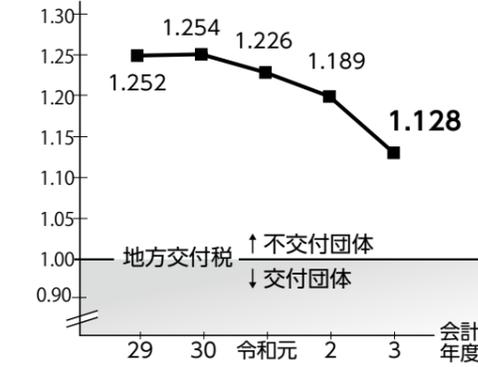
1. 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
2. 議会で承認された経営健全化計画を県知事に報告
3. 経営健全化計画の実施状況を議会に報告、公表、県知事に報告
4. 外部監査契約による監査

経営健全化が著しく困難であると判断されたときは、県知事から必要な勧告が行われます。

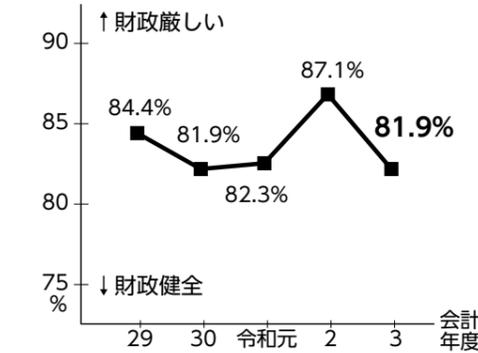
◎詳しい資料等を閲覧できます 問い合わせ 企画財政課 財政係 ☎275・8154

まちの財政指標

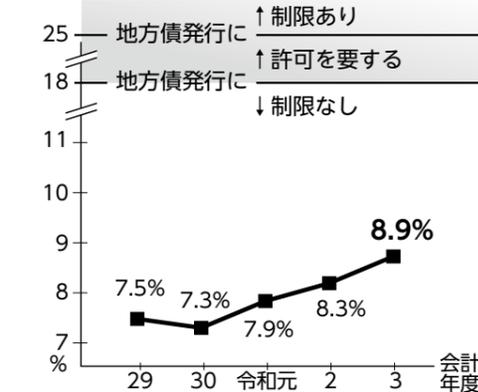
財政力指数



経常収支比率



実質公債費比率



自治体の財政状況を分析するため様々な分析指数があり、総称して「財政指標」と呼んでいます。昭和町の財政状況が健全かどうか、財政に弾力性があるかどうか、借金の占める割合が高いか低いかなどを判断する3つの指標についてお知らせします。

財政力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政需要に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しています。この値が大きいほど財政力に余裕があり、「1」を超えた団体は、自立して自主的に財政運営ができることとなります。いわゆる「不交付団体」となります。

経常収支比率

財政の弾力性を測定する最も一般的な指標であり、経常的な一般財源(町税など)のように用途が特定されていない財源が、経常的に支出する経費(人件費、扶助費、公債費等)にどれくらい充当されているかを示す比率です。この比率が高くなるほど財政運営が厳しくなります。令和3年度は、前年度より5.2ポイント低くなりました。

実質公債費比率

公債費(町債の返済金)による財政負担の程度を示す比率です。実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模(標準的な行政活動を行うのに必要な額)に占める割合をいいます。公営企業等(下水道事業など)へ繰り出している起債の償還分も含まれ、実質的な公債費を網羅して算定した指数です。18%を超えると地方債の発行に許可を要し、25%を超えると起債の制限を受けます。

用語解説

実質赤字比率 一般会計等(一般会計及び水対策事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
連結実質赤字比率 すべての会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。
実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3年平均)
借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。
将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。
資金不足比率 公営企業会計(下水道事業特別会計)の資金不足を、料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。
標準財政規模 自治体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のことです。
標準税率収入額等(町税や地方譲与税など)+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

11月9日(水)～15日(火)は 「令和4年秋季全国火災予防運動」を実施します

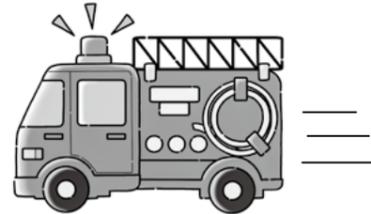
◎全国统一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分注意しましょう。
期間中は、昭和町消防団が呼びかけの巡回を行います。

【サイレン吹鳴】

11月9日(水)、15日(火) 午後9時から10秒間



住宅用火災警報器の設置について

住宅火災を早期に発見し、被害を最小限に抑え火災から命を守るために、「住宅用火災警報器」を設置してください。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどを起こすため、10年を目安に交換をしましょう。

問い合わせ 企画財政課 行政係(☎275-8154)
甲府地区消防本部 査察課(☎222-1284)

令和5年 はたち 『二十歳のつどい(成人式)実行委員』募集!!

“大人への旅立ち”を演出してみませんか?

令和5年1月8日(日)に開催される「二十歳のつどい」の実行委員を募集します。20歳の記念を自分たちの企画でつくりあげていきませんか。皆さまの応募をお待ちしています。

資格

- 令和5年「二十歳のつどい」対象者の方(平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方)
- 文集、アトラクションの内容などアイデアがある方、やる気がある方(お友達同士でも結構です)
- 当日まで数回集まっていただけの方

募集人数 5～10人程度

募集締切 令和4年11月11日(金)

申し込み・問い合わせ 町教育委員会 生涯学習課(☎275-8641)



新型コロナオミクロン株対応の ワクチン接種を開始しました

昭和町では、9月30日からオミクロン株対応型ワクチンの集団接種を開始しています。
今後のワクチン接種の実施体制についてお知らせいたします。

対象者

「初回接種(2回目まで)を終えた12歳以上の方」が対象です。
3回目・4回目が未接種の方は、それぞれ3回目・4回目としてオミクロン株対応型ワクチンを接種できます。

使用ワクチン

「オミクロン株対応2価ワクチン」を使用します。
ファイザー社製・モデルナ社製のどちらも使用する可能性があります。
当初はBA.1型の接種を計画していましたが、10月中旬にBA.4.5型のワクチン供給が開始されたため、10月23日以降はBA.4.5型に切り替えます。



10月以降の接種体制

- ・集団接種(昭和町総合会館)……10月23日から順次実施
- ・個別接種(町内協力医療機関)……10月31日から医療機関ごと実施

新型コロナオミクロン株対応ワクチン接種券及び案内文の発送状況

接種状況	対象者	接種券発送	案内文	予約開始
3回目の接種が未だの方	12歳以上	※ ¹ 既に発送済	発送なし 町HPでご確認ください。	10月17日
	2回目接種時期が遅かった方等	10月7日	接種券に同封	10月12日
4回目の接種が未だの方	60歳以上の方または医療従事者、基礎疾患のある方等	※ ² 既に発送済	65歳以上のみ10月4日発送	10月17日
	3回目接種時期が遅かった方等	10月7日	接種券に同封	10月17日
	10代・20代	10月7日	接種券に同封	10月17日
	30代・40代	10月7日	10月19日発送予定	10月24日頃
4回目の接種が済んでいる方	4回目を接種した方	10月7日	接種券に同封	10月17日
4回目の接種が済んでいる方	4回目を接種した方	10月17日	10月28日発送予定	未定 接種間隔によっては11月初旬

※¹ 3回目の接種券は令和4年1月～3月に2回目を終えた12歳以上の方に送付しています。
※² 4回目接種は6月～7月に対象となっていた方に発送しています。
ただし、接種時期が遅かった方など、上記の期間よりも後に発送した方もいます。

★接種回数に限らず、過去1度発券して未接種の方には今回発送しません。
予約方法やワクチン接種情報については、町HPに最新の情報を掲載しています。→



予約時期と方法

10月17日から予約受付を順次開始しています。
ワクチン供給状況などを考慮し、年代や接種間隔によって順次予約できる体制を整えています。段階的に予約のご案内を送付しますので案内文の予約期間に予約をしてください。基本的には上記表のスケジュールで進める予定です。
ご自身が予約の対象かわからないときは、昭和町ワクチンコールセンター(☎244-3800)にご確認ください。
※オミクロン株対応型ワクチン接種の詳細については、町HPにも掲載していますのでそちらもご確認ください。

問い合わせ いきいき健康課(☎275-8785)

広報昭和 令和4年11月号 6

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止となる場合があります。事前にお問い合わせください。

相談日

- ▶ **町長と語らいのとき**
 - お問い合わせください。(総務課 ☎275-8153)
- ▶ **行政相談** (※)
 - 日時：11月17日(木) 午後1時～3時
 - 場所：役場別棟2階 会議室(南) (企画財政課 ☎275-8154)
- ▶ **教育相談** (※) *正午～午後1時を除く
 - 日時：祝日を除く火・水・木の午前9時～午後4時*
 - 場所：中央公民館2階 相談室 (町青少年育成カウンセラー ☎275-6951)
- ▶ **心配ごと相談**
 - 日時：11月9日(水) 午後1時30分～3時30分
 - 場所：社会福祉協議会で案内 *あらかじめご連絡ください。(昭和町社会福祉協議会 ☎267-6774)
- ▶ **結婚相談**
 - お問い合わせください。(昭和町結婚相談所 ☎275-1881)
- ▶ **障がい者相談支援センター「穂のか」出張相談**
 - 日時：11月11日(金)・25日(金) 午前9時～正午
 - 場所：総合会館1階 (福祉介護課 ☎275-8784)

※印の相談は事前連絡不要です。直接会場にお越しください。

お知らせ

- ▶ **ボカシつくり会**
 - 日時：11月21日(月) 午後1時～
 - 場所：総合会館裏 (環境経済課 ☎275-8355)

ご意見

- ▶ **町へのご意見箱(ひとりの声)**
 - ご意見など、町政についてお気付きのことをお寄せください。
 - ホームページ <https://www.town.showa.yamanashi.jp/site/chocho/5151.html>
 - 郵送 〒409-3880 昭和町押越542-2 昭和町役場 総務課 宛



私有地から道路上に張り出している樹木の剪定等をお願いします

車道や歩道では、樹木や生垣が覆いかぶさることで歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等の道路施設が見えにくくなり、交通事故の原因となる場合があります。

私有地に生えている樹木等は樹木所有者(一般的には土地所有者)の管理物です。道路に隣接する個人宅から張り出した樹木や生け垣、空き地等の草木が原因で、ケガや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が責任を問われる場合があります。

通行者の安全と事故防止のために、所有地の状況を確認の上、樹木所有者の責任において、剪定・伐採等、適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

※私有地から道路上へ張り出している樹木に関しては、法律上、原則として町で切ることができません。歩行者や自動車等の通行への支障や、道路標識やカーブミラー等の道路施設への視認性の妨げになる場合は、現況を確認した後、状況に応じて土地所有者へ必要な指導を行います。※手の届かない高い位置での枝等の剪定につきましては、ケガや事故等の恐れがありますので、専門業者に依頼されることをお勧めします。



問い合わせ
企画財政課 行政係(☎275-8154)

問い合わせ
昭和町文化協会事務局
(教育委員会生涯学習課内)
(☎275-8641)

場所
イオンタウン山梨中央(中央市下河東3053-1)テナントスペース内

日時
11月25日(金) 午後1時～5時
11月26日(土) 午前10時～午後5時
11月27日(日) 午前10時～午後4時

峡中地域文化協会(昭和町・中央市・アルプス市・甲斐市)の皆さまの書道作品が展示されます。たくさんの方のご来場をお待ちしております。

峡中地域文化協会連絡会 合同作品展(書道展)

中央市・昭和町障がい者相談支援センター 穂のか

8月27日、玉穂総合会館にて「れんげ会」を開催しました。

参加者からは「日頃からの備えの大切さに気付いた」「防災について考えさせられた」などの声がありました。



9月10日、「障がい児や保護者のための就労支援」と題して、保護者向けの学習会を開催しました。参加者からは「就労支援や福祉サービスについて知ることができて良かった」などの感想をいただくことができました。



★次回のれんげ会は次のとおり開催します。お気軽にご参加ください。

日時 令和5年2月25日(土) 午後1時30分～

場所 玉穂総合会館 多目的室1-5(中央市下河東620)

対象 中央市・昭和町内在住の障がいにかかる手帳や診断のある人、難病認定されている人

内容 軽スポーツなど **定員** 10名程度(予約制)

申し込み・問い合わせ

中央市・昭和町障がい者相談支援センター 穂のか (☎274-1100) (FAX 274-1103)

乗用型の田植機、コンバインなどの農耕用作業車はナンバー登録が必要です

乗用装置のある田植機、コンバイン、農耕トラクターなどの農耕用自動車等は、軽自動車税(種別割)の申告をしてナンバープレートを取得する必要があります。

- 公道を走行しない車両(田畑や工場敷地内等の私有地のみでの使用)であっても、4月1日に所有していれば、申告、課税対象となります。

小型特殊自動車(農耕用)について

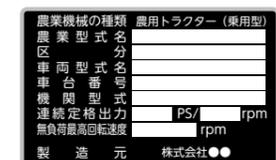
対象車両	要件	軽自動車税
乗用装置の装備された ・トラクター、田植機、コンバインなど ・国土交通大臣が指定する農耕用自動車	・最高速度 35 km/h 未満 ・大きさ、排気量の制限なし	2,000 円 (年税額)



【申告に必要なもの】

- ① 販売証明書、または譲渡証明書
※販売証明書や譲渡証明書が無い場合は、車台番号が分かる部分*1の写真を印刷したものと、車両全体の写真を印刷したもの
- ② 運転免許証などの身分証明証
- ③ 委任状(届出人が本人または同一世帯の方以外の場合)

相談・問い合わせ 税務課 住民税係(☎275-8265)



*1 車台番号が記載された機体銘板



まちのわだい



町内の「地域情報」を紹介するコーナーです。あなたの身近な話題、お待ちしております♪
 (企画財政課 広報担当 ☎275-8154 kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp)

塩澤町長が“おとう飯”サポーターに！

内閣府男女共同参画局では、男性の家事・育児への参加時間を増やすことを目的として「おとう飯始めよう」キャンペーンを実施しています。おとう飯とは、簡単に手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しい料理のことです。



9月、県内初のおとう飯サポーターとして塩澤町長がおとう飯づくりに挑戦し、地元産の食材を使った芋煮汁とおにぎらずを作りました。

内閣府男女共同参画局のホームページでは、おとう飯の心得やレシピが紹介されています。ぜひ、皆さんもおとう飯にチャレンジしてみてください。

食は元気の源。
みんなの笑顔の源になれば最高です。



大迫力！交通安全教室

9月27日(火)、押原中学校で全校生徒を対象に交通安全教室が開催されました。この教室は山梨県警察本部交通企画課、南甲府警察署、JA、シャドウスタントプロダクションの協力により行われたものです。わかりやすい解説と事故の瞬間を再現した大迫力のスタントにより、生徒のみなさんの心に交通安全の意識が強く刻み込まれました。



廃食油を活用しよう

9月10日(土)、役場正面玄関にて「人と環境すっきりしようわ」と環境経済課による廃食油回収が行われました。各家庭から約100kgもの廃食油を回収することができました。この廃食油はディーゼル車両のバイオディーゼル燃料に再生され、利用されます。



第33回シニアふれあいゴルフ大会

9月14日(水)、「第33回シニアふれあいゴルフ大会」が開催されました。結果は次のとおりです。

<団体優勝>

グロスの部	西条一区
ネットの部	河東中島

<個人(敬称略)>

優勝	風間 辰男 (河東中島)
準優勝	岡本 清 (紙漉阿原)
第3位	小林 一 (西条一区)



★次回の「秋季町民ゴルフ大会」は、11月8日(火)に丘の公園清里ゴルフコースで開催します。



押原中学校

押原小学校

運動会

9月、小中学校で運動会が開催されました。台風の影響による延期もありましたが、当日は運動会日和となりました。2週間ほどの準備期間を経てつくりあげた運動会は、どの学校でも笑顔あふれるものとなりました。



常永小学校



西条小学校